

市内立地工場等事業継続強化事業について

1 目的

東海地震や南海トラフの巨大地震の発生が想定され、静岡県第4次地震被害想定においても津波等による甚大な被害が予想されている。

市内外企業においても浸水被害の区域外や高台への移転を希望する企業もあり、市外への移転を食い止め、市内での継続的な操業と市内企業の災害対策の強化を図るとともに市外企業の移転（誘致）にも対応するため、新たな支援制度（補助金）を創設する。

2 事業期間

平成 26 年度から平成 30 年度まで

3 補助の対象

- (1) 移転又は分散による用地取得に要する経費
- (2) 新規雇用に要する経費

4 補助率

- (1) 用地取得に要する経費の 5 分の 1（20%）以内
- (2) 新規雇用に要する経費については、新規雇用従業員数に 50 万円を乗じて得た額

5 補助の要件

- (1) 事業継続計画（BCP）又は事業継続計画に準ずる計画に基づく移転又は分散であること。
- (2) 取得する用地が 1,000 m²以上であること。
- (3) 事業開始日に従業員数が現状維持以上であること。
- (4) 要綱に定める業種（製造業、研究開発施設、物流施設等）であること。

※静岡県との協調補助となるため、県の助成要綱に合致した条件とする。